

# 随意契約 ガイドライン



**Hanyu City**

令和2年3月  
羽生市企画財務部財政課

## 目 次

1. はじめに	・・・ 3
2. ガイドラインの対象	・・・ 3
3. 随意契約の基本的な考え方	・・・ 4
4. 随意契約とする場合の手続き	・・・ 6
5. 随意契約の留意すべき事項	・・・ 7
6. 随意契約ができる場合	
(1) 少額の契約をするとき	・・・ 9
(2) その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき	・・・ 11
(3) 特定の施設等から物品を買入れ又は役務の提供を受ける契約をするとき	・・・ 15
(4) 新規事業分野の開拓事業者から新商品の買入契約をするとき	・・・ 17
(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないと認められるとき	・・・ 18
(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき	・・・ 20
(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約できるとき	・・・ 23
(8) 競争入札に付し入札者又は落札者がいないとき	・・・ 24
(9) 競争入札において落札者が契約を締結しないとき	・・・ 25
7. 関係法令等	・・・ 26

(制定：平成 26 年 4 月 1 日)

(改訂：令和 2 年 3 月 1 日)

## 1. はじめに

はじめに、地方公共団体としての契約は、住民福祉の向上に資するために行う事務・事業の目的達成の手段として締結されるものであり、また、これらの契約の多くは、公金の支出を伴うこと等から、その締結手続等について極めて厳格な公共性が要求されるものとなっています。

このことから、一般的に適用される私法とは別に、公益目的遂行のための一定の規制が必要であり、また規律を維持して契約担当者の恣意を排除することが必要となります。

契約の3原則として、「公正性の確保」「経済性の確保」「適正履行の確保」があげられますが、これらを兼ね備えた契約が、適正な契約といえます。

地方自治法上では、より効果的に公益を図る目的から、その契約方法として、「一般競争入札」「指名競争入札」「随意契約」「せり売り」の4つの方法に限定し、さらに、地方公共団体の規則等でその手続きを定め、契約の公正性、経済性、適正履行の確保を図っているところです。

そこで、競争入札を原則とする契約において、安易に随意契約を選択することなく、競争入札とするよう改めて点検するとともに随意契約の適正かつ円滑な運用を確保するため、例外的方法である「随意契約」についての標準的な解釈・指針を示すものとして、ガイドラインを定めるものです。

## 2. ガイドラインの対象

随意契約ガイドラインの対象は、本市が締結する全ての契約です。

### 【読み替え】

地方公営企業法の適用を受ける発注機関については、地方自治法施行令第167条の2第1項各号を、地方公営企業法施行令第21条の14第1項各号に読み替えるものとします。

### 3. 随意契約の基本的な考え方

#### 【随意契約】

地方公共団体が締結する契約（公共調達）は、競争入札が原則であり、随意契約は、競争入札の方法によらないで地方公共団体が任意に特定の相手方を選択して契約を締結する例外的な方法です。随意契約は、競争に付する手間を省略することができ、しかも契約の相手方となるべき者を任意に選定するものであることから信用・能力等のある業者を容易に選定することができます。しかし、その運用を誤ると、適正な価格によって行なわれるべき契約自体が、不適正な価格によって行なわれ、公正な取引の確保を損なうことにもなりかねません。地方自治法施行令（以下「政令」という。）第167条の2第1項に、次のように随意契約によることができる要件が列挙されており、随意契約はこれに該当する場合以外にはすることができません。

- 1 予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えない契約をするとき。
- 2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき。
- 3 障害者支援施設等で製作された物品を買い入れる契約、障害者支援施設等、シルバー人材センター、母子福祉団体が行う事業に係る役務の提供を受ける契約をするとき。
- 4 地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる契約をするとき。
- 5 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- 6 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- 7 時価に比べて著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- 8 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- 9 落札者が契約を締結しないとき。

#### 【特命随意契約（1者随契）】

公共調達は、競争入札が原則です。施行令に該当する場合にのみ、随意契約ができますが、この場合でも**2者以上**から見積書を徴取し、競争性を確保することが必要です。しかし、競争性を確保できない真にやむを得ない理由がある場合は、1者と契約を締結することになります。これが特命随意契約（1者随契）です。しかし、その執行には慎重な判断が必要です。公共調達は、競争性や透明性の確保が必要であり、1者随契とする場合は、その経過や理由を市民一般に説明する責任があるからです。

羽生市契約規則では次のように定めています。

(見積書の徴取)

第19条 市長は、随意契約によろうとするときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、2人以上のものから見積書を徴するものとする。

- (1) 物件の売買、修繕又は印刷で契約金額が3万円未満のとき。
- (2) 動物、機械、商工見本品、美術品等で他に求め難い特殊な物件を購入するとき。
- (3) 特殊な修繕をするとき。
- (4) 放置しておいては、危険又は不快その他住民の福祉を阻害するおそれがあり、緊急に安全、平穏な状態に措置する必要があると認められるものについて必要な工事等をするとき。
- (5) その契約の性質又は目的により、市長がその必要がないと認めたとき。

2 前項の規定にかかわらず、郵便切手、収入印紙その他見積書を徴することが適当でないものについては、見積書の徴取を省略することができる。

本ガイドラインは、随意契約による場合の法令根拠や理由の解釈が庁内において統一かつ公正に行なえるように定めるものです。このガイドラインを参考にしながら、随意契約とする場合でも、できるかぎり競争性の確保を念頭に置いて、契約の適正執行に努めてください。

契約形態は多様であり、ここに示すものに該当すれば、直ちに随意契約が許されるものではなく、また、随意契約によることができるものは、ここに示したものに限定される趣旨のものでもありません。随意契約によるかどうかは、契約ごとの内容・性質・目的のほか、経済性、緊急性等を総合的に検証して慎重に判断してください。

**【注意！】**

随意契約は、一般競争入札を原則とする契約方式の例外方式である。

しかしながら、一般競争入札によって契約を締結することが公共の目的に反したり、事業の能率的な運営を阻害すると認められるような場合や、一般競争入札によることが不利益な場合、客観的に困難であると認められるような場合までも、一般競争入札とすることは適切ではないので、指名競争入札や随意契約の方式を採用できるものとされている。

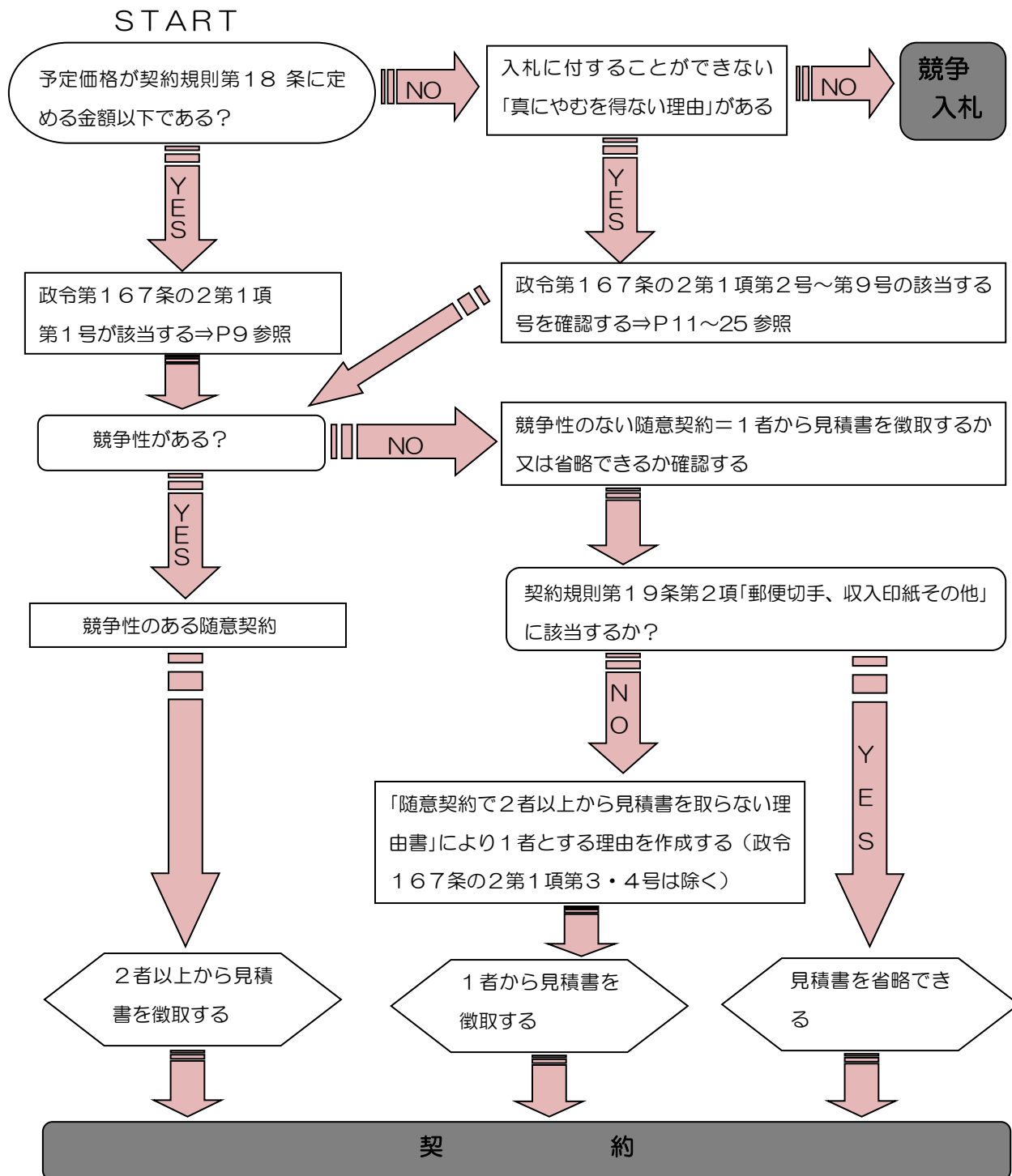
随意契約は、単に相手方の選定方法についての特例を定めたものにすぎないのであって、不利な条件（割高な価格）による契約の締結までを許容したものではない。有利な価格によって契約を締結すべきだということは、競争入札であろうと随意契約であろうとすべての契約を通じて適用される不変の大原則である。

#### 4. 随意契約とする場合の手続き

○ 随意契約により契約を締結する場合の手続きフロー

随意契約は「競争性のある随意契約」（＝2者以上から見積書を徴取する）と「競争性のない随意契約」（＝1者から見積書を徴取する又は見積書の徴取を省略する）に分かれます。

見積書は、必ず全業者を同時に呼び、各業者から直接提出させなければなりません。



## 5. 随意契約の留意すべき事項

○ 随意契約による場合は、下記の事項を十分に検討し、慎重に執り行ってください。

### (1) 根拠法令等の明確化

随意契約による場合は、予定価格から判断して、政令第167条の2第1項第1号から第9号に該当する号を明らかにすること。1者随契は、施行令の該当が明らかであること及び真にやむを得ない理由がある場合に適用できるものとする。

### (2) 有利性の説明

随意契約による場合は、競争の理念に基づき、できる限り多くの者から見積書を徴取して、それらの者の価格を比較検討し、原則として有利な価格で見積をした者を契約の相手方とすること。

価格の有利性よりも優先される事由による場合は、その内容を具体的に説明すること。単に過去の実績や「業務に精通している」、「特殊な業務」等を理由に随意契約としてはならない。

### (3) 少額随意契約の留意点

契約規則第18条は、一定以下の金額については事務の軽減を主旨に随意契約を可能とする規定（少額随意契約）であるが、本来競争入札をすべき案件を合理的な理由もなく、故意に分割し少額随意契約としてはならない。

### (4) 説明責任

1者随契とする場合は、透明性を高めるため、どのような調査を行なった結果、どのような理由で1者しかないと判断したのか等の過程（理由）を具体的に明らかにし、市民一般に対して説明責任を持つこと。この場合、少なくとも以下の点について、確認すること。

- ①他課・機関で類似業務が想定される場合、契約状況を確認すること。
- ②近隣自治体等で類似業務が想定される場合、契約状況を確認すること。
- ③「特別な技術、機器、設備」を理由とする場合、1者しかない状況を具体的に説明できること。
- ④契約の相手方が、主要な委託業務を、再委託する実態はないか確認すること。
- ⑤複数年同一業者と契約している場合、法令や状況変化で競争性が生じていないか確認すること。
- ⑥内容（仕様）の変更や工夫（業務の分離・分割等）で入札ができる余地はないか確認すること。

## (5) 一括再委託の禁止

委託契約の相手方が契約を履行するに当たっては、委託契約の全部または主要な部分を一括して第三者に委託することは適切ではない。契約金額の相当部分が再委託先に支払われている場合や契約の目的となる事務又は事業の主要な部分以外を再委託とする必要が生じた場合は、再委託を行なう必要性や業務の範囲、金額及び再委託を行なう相手方の名称・住所を委託業者より書面にて提出させ、妥当性を審査すること。

## (6) 継続事業

複数年継続して同一の業者を契約の相手方とする場合は、社会状況等の変化等や新規業者の参入、事業内容の工夫等で、競争性が生じていないかを確認し、単に前年度から漫然と継続することがないように留意すること。

～例外に該当するかを必ずチェック！～

- 今までの前例で判断をしていないか
  - ・ 随意契約とした合理的理由があるか
  - ・ 理由は、公表の対象とできるものか
  
- 法令で随意契約が可能となっているか
  - ・ 法令の改正等行なわれていないか
  - ・ 長期継続契約による競争入札とできないか  
(羽生市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例  
平成 18 年 12 月 22 日施行)
  
- 工夫しても競争入札ができないか
  - ・ 仕様書の内容に問題はないか
  
- 競争入札をするよりも、不利にならないか
  - ・ 価格面や工期等で問題はないか
  
- 排他的権利（特殊な技術・設備等、特許権、著作権等）があるか
  - ・ 既に同種の業務で一般化されていないか
  - ・ 有資格者は変更されていないか
  
- 契約の相手方として、その相手方（唯一）しかないか



## 6. 随意契約ができる場合

○以下に、政令第167条の2第1項の各号について、基本的な考え方を挙げます。

### (1) 少額の契約をするとき（政令第167条の2第1項第1号）

（第1号）

売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

この号は、金額の少額な契約についてまで競争入札で行うことは、事務量がいたずらに増大し、能率的な行政運営を阻害する可能性があることから、契約の種類に応じた一定金額以内のものについては、随意契約によることができる旨を定めたものです。

ただし、額の範囲内であっても、他の契約方法を排除するものではなく、また、2者以上から見積もりを徴取することが原則です。

羽生市契約規則では次のように定めています。

#### <羽生市契約規則>

（随意契約によることができる予定価格）

第18条 政令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

- |                  |              |
|------------------|--------------|
| (1) 工事又は製造の請負    | 1, 300, 000円 |
| (2) 財産の買入れ       | 800, 000円    |
| (3) 物件の借入れ       | 400, 000円    |
| (4) 財産の売払い       | 300, 000円    |
| (5) 物件の貸付け       | 300, 000円    |
| (6) 前各号に掲げる以外のもの | 500, 000円    |

#### 【特記事項】

- ① 他の号の理由と併合した場合には、第1号が優先適用となります。
- ② 建物等の修繕については一般的に工事に該当します。
- ③ パンフレット、ポスター等のデザインや内容等の企画提案を含む印刷製本の請負契約は製造に該当します。ただし、印刷物の単なる印刷や刷り増し等の印刷製本は財

産の買入れに該当します。

- ④ 「財産」には、不動産、動産の有体のみならず、地上権、著作権、商標権、意匠権、特許権等の無体財産も含まれます。
- ⑤ 土地、建物、機械、器具等の物件の賃借（リース）契約は、第3号に該当します。
- ⑥ 長期継続契約・単価契約については、契約期間全体の支出見込総額、又は予算で予定額が積算されているものは、その予定支出総額に拠ります。
- ⑦ 業務委託（設計・調査・測量、土木施設維持管理等）、役務の提供（電算システム開発、刊行物の企画製作、電子複写サービス、物品の保守等）、物品の修繕、建設資材の購入については、第6号に該当します。

## (2) その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき

(政令第167条の2第1項第2号)

(第2号)

不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

この号においては、「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」であるかどうかによって随意契約の適否が決定されることとなります。ここで、「その性質又は目的」とは「契約の内容」と解され、契約の内容が競争入札に適しない場合に適用されます。

### 【要点】

- ◇当該契約者以外の第三者に履行させることが業務の性質上不可能であるかどうか
  - ◆契約目的を達成するための履行条件を満たす者が、契約時点において特定されているか。
  - ◆「業務内容を熟知しており信頼度が高いこと」「当該業務に精通していること」等をもって当該契約者を限定していないか。

「その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないもの」は、個々具体の契約ごとの特殊性や経済的合理性等を客観的・総合的に判断するしかありませんが、判断の基準は概ね上記のとおりです。

また、本号に該当する事由は多岐に及ぶので、以下に代表的なものを列記します。

### 【共通事項】

- ① 国又は地方公共団体との直接契約の場合  
(公法人、公益法人等利益の追求を目的としない団体との契約を含む。)
- ② 企画提案方式等、業務の内容が入札に適さない場合

### 【工事等】

- ① 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達成することができない場合
  - ア 特許工法等の新開発工法等を用いる必要がある工事
  - イ 文化財その他極めて特殊な建築物等であるため、施工者が特定される補修、増築等の工事
  - ウ 実験、研究等の目的に供する極めて特殊な設備等であるため、施工可能な者が特定される設備、機器等の新設、増設等の工事

エ ガス事業法等の法令等に基づき施工者が特定される工事

- ② 施工上の経験若しくは知識を特に必要とする場合、又は現場の状況等に精通した者に施工させる必要がある場合
- ア 本施工に先立ち行なわれる試験的な施工の結果、試験的な施工を行った者に施工させなければならない本工事
  - イ 既設の設備と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生ずるおそれがある設備、機器等の増設、改修等の工事
  - ウ 既存の構造物を施工し、同構造物に十分精通しており、同一施工者以外の者に施工させた場合は、かし担保責任の範囲が不明確となる等密接不可分な関係にある補修工事
  - エ 災害に伴う応急工事又は災害の未然防止のための応急工事を行った者に引き続き行わせる本工事
  - オ 埋蔵文化財の調査、発掘、移転等で特殊な技術、手法等を用いる必要がある工事

**【物品納入・業務委託等】**

- ① 業務等の特殊性により、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達成することができない場合
- ア 不動産を買入れる場合
  - イ 既存の機器・システム等（ソフトの開発を含む）の設置業者・開発業者又はこれらに準じる者で、その業者と契約しなければ既存の機器・システム等の使用に支障が生じるおそれがあるとき又は安全責任が果たせない場合。
  - ウ 法律、法令等の規定に基づき履行可能な業者が特定される場合。
  - エ 他の公共団体と共同で運営処理するために業者が特定される場合。
  - オ 入札参加資格者名簿登録業者のうち、物品調達・役務の提供等が可能な業者が2者以下の場合。
  - カ 市と共同で開発等をするため業者が特定される場合。
  - キ 市の行為を秘密にする必要がある場合。
  - ク 自治体の特定の公益目的達成に必要な場合。
    - (ア) 契約の相手方が公的機関あるいは準じる機関となるとき。
    - (イ) 政策的な委託であり、相手方が市民団体等となるとき。
    - (ウ) 劇団や楽団等であり、運営委員会や実行委員会等により決定された機関となるとき。
    - (エ) 法や条例等で契約する相手方が決められているとき。
    - (オ) 国、県、市が委託を目的として設立した団体となるとき。
  - ケ 特定のものだけが所有している物品を購入する場合。

- コ 特定の技術者でなければ製造できない物品の購入又は製造注文をする場合。
- サ 物品等の賃貸借契約で、契約期間満了後再契約する場合。(再リース)

② 経験若しくは知識を特に必要とするとき又は現場の状況に精通した者と契約する必要がある場合。

ア 履行中の業務と密接不可分の関係にある業務で同一業者以外の者に委託させると履行中の業務との整合に著しい支障が生じるおそれがある場合。

イ 埋蔵文化財の調査、発掘、移転等で、特殊な技術、手法等を用いる必要がある場合。

ウ 基本設計業務委託後の実施設計委託を、基本設計業者に行なわせる場合。

エ 特殊な技術、経験及び知識を必要とする業務を委託する場合。

オ 既存の機器・システム等と密接不可分の関係にあり、施工者及び製造者が指定した以外の者に保守をさせた場合、既存の機器・システム等の使用に著しい支障が生じるおそれがある機器・システム等の保守を委託する場合。

カ 登記、鑑定、訴訟等の法令等に報酬が定められている業務を委託する場合。

③ 市の施策の中で位置づけられた特定のものの契約を必要とする場合。

④ 契約の目的を達成するためには、能力その他の複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが複数存在するが、すべての条件を満たすものが1者に特定される場合。

⑤ その他

ア 新聞、雑誌、追録、郵便切手、郵便葉書等の購入の契約で、その性質及び金額に競争の余地がないと認められる場合。

イ 食料品の買入れその他賄いに関する契約で、その性質又は目的が競争に適しない場合。

ウ 電気、ガス若しくは水の供給を受ける契約、電気通信等の役務の提供を受ける契約又は放送の受信契約で、価格競争の余地がない場合。

エ 保険の契約でその性質及び金額に競争の余地がないと認められる場合。

オ 国又は他の地方公共団体と共同して行う物品の購入及び印刷製本の契約の場合。

カ 医師又は弁護士などと契約締結する専門性の高い分野に関する委託契約で、価格競争の余地が少ない場合。

### 【特記事項】

特命随意契約（1者随契）の場合に多く適用されていますが、後述の第6号との判断と誤ることのないように確認してください。

**【注意！】**

本号を適用する手続として、仕様内容を民間事業者のノウハウにより、より一層の向上を要求するコンペ方式やプロポーザル方式があげられるが、これらの方式の採用にあたっては、参加業者の範囲の特定及び内容審査等について、公正性、透明性の確保に留意することが必要であることから、審査委員会の設置や公募型によることが望ましい。

調査、研究等に係る一連の契約で、先行する契約により契約の相手方が得るデータ、ノウハウ等が後続する契約の履行に必要な場合は、当初の契約において、取得するデータ等のうち後続する契約の履行に必要な全てのデータを市に提供する旨を仕様書に定め、後続する契約を競争入札にするよう努めること。

### (3) 特定の施設等から物品を買入れ又は役務の提供を受ける契約をするとき

(政令第167条の2第1項第3号)

(第3号)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第十六条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第三条第一項に規定する生活困窮者（以下この号について「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において制作された物品を買入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）（以下この号において「障害者支援施設等」という。）において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十七条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第六条第六項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第四項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用されるものが主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

この号では、障害者福祉等の増進といった一定の政策目的のために必要な随意契約を締結することができるかとされています。

この号による随意契約の対象となるのは、上記に掲げる福祉施設関係施設等において製作された物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をする場合であり、工事契約は該当しません。この号は以下の契約について、1者から見積書を徴取することで執行できますが、同様の相手方が複数いる場合は、原則として安い価格を提示した者と契約してください。

- ① 障害者支援施設等において製作された物品を買い入れる契約
- ② 障害者支援施設等から役務の提供を受ける契約
- ③ シルバー人材センター等から役務の提供を受ける契約
- ④ 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する福祉団体等から役務の提供を受ける契約

#### 【注意！】

シルバー人材センターから役務の提供を受ける場合においては、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「高齢法」という。）が適用となります。

この高齢法第36条の規定により、地方公共団体は、高年齢者等の就業の機会の確保のために必要な措置を講ずるよう努めることとされておりますが、シルバー人材センターが行うことのできる業務は、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務となっておりますので、高齢法の趣旨を逸脱した本号の適用について判断を誤ることのないように確認してください。



#### (4) 新規事業分野の開拓事業者から新商品の買入契約をするとき

(政令第167条の2第1項第4号)

(第4号)

新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

この号は、ベンチャー企業等の育成等を主旨として政策的な判断を必要とする場合の規定です。

適用にあたっては、施行令の規定に基づき、地方公共団体の規則で定める手続により買入れる契約若しくは役務の提供を受ける契約をするときに、随意契約により行うことができることとされています。

地方自治法施行規則第12条の3により認定を受けた事業者は、他に類がないものを生産又は加工するため、その生産物等には新規性があり、他の者による同類の生産物より優れた機能性があり、地方公共団体はその機能性からもたらされる利益をさらに享受することができることから、これらを調達することは、経済性及び競争性の原則の支障にならないものであると考えられます。

この号による随意契約の対象となるのは、新商品の買入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供であり、工事契約などは該当しません。

手続きについては、前第3号と同様となります。

※羽生市では、政令第167条の2第1項第4号を適用した契約実績はありません。

## (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないと認められるとき

(政令第167条の2第1項第5号)

(第5号)

緊急の必要により競争入札に付することができな

この号において、「緊急の必要」とは、例えば、災害時において一般競争入札又は指名競争入札の方法による手続きを取っていたのでは、その時期を失い、あるいは全く契約の目的を達することができなくなり、経済上はなほだしく不利益を被る場合です。ただし、「不利益を被る場合」を具体的に説明できなければなりません。

### 【要点】

◇災害時等の緊急の必要があって、競争入札による手続きをとることが、目的時期を失い、市にとって不利益を被る場合

- ◆緊急とは、客観的性質からの緊急性であって、事務処理が間に合わないという内部の事務処理の遅延等により競争入札に付する期間が確保できないというような主観的理由等では、第5号を適用することはできない。
- ◆緊急の対応を行わなければ、重大な市民生活等への影響が生じるおそれがあること。
- ◆市民生活等への影響を考慮して判断するものであり事故や故障をもって、直ちに随意契約できるものではないこと。
- ◆可能な場合には、複数の事業者から見積もりを徴取するなど、経済的合理性に留意すること。

この号に該当する事例は概ね以下の場合です。

### 【工事等】

- ① 緊急に施工しなければならない工事であって、競争入札に付す時間的余裕がない場合。
  - ア 堤防崩壊、道路陥没、地すべり等の災害に伴う応急工事
  - イ 電気、水道、下水道、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事
  - ウ 災害の未然防止のための応急工事

### 【物品納入・業務委託等】

- ① 堤防崩壊、道路陥没、地すべり等の災害に伴う復旧用資材の買入れや復旧用資材の運搬車両の借入れ、水道・下水道施設等の設備機能等の故障において直ちに機能を復旧しなければ施設の運転に支障をきたす場合。

- ② 感染症発症時において、緊急に行わなければならない蔓延防止のための薬品、衛生材料を買入れる場合。
- ③ OAシステム・インターネットを通じた申請・申込システム等の市民サービスを提供している場合で、緊急に復旧しなければ、市民生活に多大な損害や利便性低下が生じる場合。
- ④ 天変地異その他災害等により緊急に調達の必要がある場合。
- ⑤ 堤防崩壊、道路陥没、地すべり等の災害への対応やその未然防止に伴う資材運搬や警備等の緊急対応業務を実施する場合。
- ⑥ 堤防、橋りょう等の緊急点検などの災害の未然防止のための応急業務を実施する場合。
- ⑦ エレベーターや医療機器などの特定機器の故障に伴う応急復旧業務を実施する場合。
- ⑧ 公の秩序維持のための警備に関連する業務、災害発生時の住民避難に関する業務を実施する場合。
- ⑨ 選挙など法令等の規定により業務を行う期間が短いため緊急に必要とするものを調達する場合。

**【注意！】**

設備機器に関する事故発生時や災害時等、緊急の必要により競争に付する時間的余裕がないときのほかは適用せず、濫用は許されない。したがって、単に事務処理が間に合わないという理由のみで適用すべきではない。

## (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき

(政令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号)

(第 6 号)

競争入札に付することが不利と認められるとき。

この号において、「不利」の解釈は、価格面の有利、不利ですが、その業務の品質、期間、安全性等も考慮して決定することが要求されます。

### 【要点】

- ◆ 契約履行中の者に履行させた場合、履行期間の短縮、契約の節減が確保できる等有利と認められるとき
- ◆ 現に契約履行中の契約に直接関連する契約で一定の条件を満たしたとき
- ◆ 早速に契約をしなければ、契約をする機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約をしなければならないこととなるおそれがあるとき
- ◆ 契約の履行にあたり、ノウハウ・データ等の取得、業務への習熟、対象となる市民等の協力を得るための信頼関係の醸成その他の当該契約においてのみ要求される知識、能力等を有することが必要な契約を締結しようとするとき

### 【工事等】

- ① 現に契約を履行中の工事に直接関連する契約を、現に契約を履行中の契約者以外の者に行わせることが不利と認められる場合。
  - ア 現に契約履行中の施工者に履行させた場合は、工期の短縮又は経費の節減が確保できる等有利と認められる場合（工期が重複する場合）。
    - (ア) 当初予期し得なかった事情の変化等により、必要となった追加工事を施工するとき。
    - (イ) 本体工事と密接に関連する付帯的な工事を施工するとき。
    - (ウ) 工事箇所が狭小で 2 業者による施工が困難な工事を施工するとき。
    - (エ) 現に契約履行中の工事と機能が一体不可分な関係にある工事を施工するとき。
  - イ 前工事に引き続き施工させる工事で、前工事の施工者に施工させた場合は、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工が確保できる等有利と認められる場合（工期が重複しない場合）。
    - (ア) 前工事と後工事が一体の構造物（一体の構造物として完成して初めて機能を発揮するものに限る。）の構築等を目的とし、かつ前工事と後工事の施工者が異なる場合は、かし担保責任の範囲が不明確となる等密接不可分な関係にあるため、一貫した施工が技術的に必要とされる後工事を施工するとき。

(イ) 前工事と後工事が密接な関係にあり、かつ、前工事で施工した仮設備（本体工事の施工に直接関連する仮設備であって、当該工事の安全・円滑かつ適切な施工に重大な影響を及ぼすと認められるもので、工期の短縮、経費の節減ができるものに限る。）が引き続き使用される後工事を施工するとき。

② 他の発注者の発注に係る現に施工中の工事と交錯する箇所での工事で、当該施工中の者に施工させる場合には、工期の短縮又は経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保する上で有利と認められる場合。

ア 他の発注者の発注に係る工事と一部重複又は交錯する工事を施工する場合。

③ 物件の据付け、改造又は修理を当該物件を製造し、又は納入した者以外の者に行わせることが不利と認められる場合。

### 【物品納入・業務委託等】

① 現に契約履行中の者に履行させることにより、履行期間の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められる場合。

ア 当初予期しなかった事情の変化等により必要になった業務であること。

イ 本体業務と密接に関連する付帯的な業務であること。

ウ 年度当初など入札をする時間的余裕がない場合において、入札を実施し新たな業者が業務を遂行できるまでの間、現契約業者との継続を要する業務であること。

② 引き続いて委託する業務で、継続して施行させた場合は、履行期間の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施行が確保できる等有利と認められる場合。

ア 継続して行うことにより一体の成果物（完成して初めて委託業務の目的を果たすことができるものに限る。）の完成を目的とし、業者が異なる場合は、かし担保責任の範囲が不明確となる等密接不可分な関係にある場合。

イ 前後の業務が密接な関係にあり、かつ、前業務内容が後の業務委託に重大な影響を及ぼすと認められるもの。（期間の短縮、経費の節減ができるものに限る。）

③ 他の所管の発注に係る現に履行中の業務で、当該履行中の者に委託させた場合は、履行期間の短縮、経費の節減に加え、円滑かつ適切な履行の確保を図ることができると認められる場合。

④ 早急に契約をしなければ契約する機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約しなければならないこととなる場合。

⑤ リース期間満了後に業務上の必要があるため、相当と認められる期間に限って再リースを行う場合。

- ⑥ 機器、設備、情報処理システム等の維持管理（運転、保守、監視、運用支援等を含む）で、既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、業務の履行を達成できない場合。
  - ア 既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分な関係にあり、また、どの部分が密接不可分であるかが明確である場合。
  - イ 密接に関連していることによって、故障原因の特定等が困難になることや責任区分があいまいになること又はその他の契約の目的達成が極めて困難になることが明確である場合。
- ⑥ 複合施設の共有部分の清掃業務（第三者発注）等の受注者に専用部分の業務を委託する場合。
- ⑦ 施設警備委託等で、競争入札で毎年業者が変わってしまう場合、その都度機械器具の設置・撤去を行うと施設の安全等の維持管理に問題が生じる場合や経費の節減の面で不利となる場合。

**【特記事項】**

競争見積を実施する際によく使われる適用号です。

**【注意！】**

政令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号は、見積相手方が 1 者となる場合があり同項第 2 号と類似していると見受けられるが、同項第 2 号は、その者しか履行できない場合であるのに対し、同項第 6 号は履行者が極めて限定されるが、「予定価格以下」という要件等を除けば履行者の唯一性が絶対であるとはいえない場合である。

## (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約できるとき

(政令第 167 条の 2 第 1 項第 7 号)

(第 7 号)

時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

この号において、「著しく有利な価格」の考え方については、一般的に品質、性能等が他の物件と比較して問題なく、かつ、予定価格（時価を基準としたもの）から勘案しても、競争入札に付した場合よりも誰がみてもはるかに有利な価格で契約できる場合です。

### 【要点】

◇一般的に品質、性能等が他と比較して問題なく、かつ予定価格から勘案しても競争入札に付した場合よりはるかに有利な価格で契約できるとき。

◆「時価に比して著しく有利な価格」の判断基準は明確にできるものではなく、「競争入札に付した場合より安価」になる事の判断も不確定であることから第 7 号を適用する場合は、市場調査を行う等、慎重に決定すること。

また、工事に関しては「公共工事の品質確保」という観点でも、慎重に判断をすること。

### 【工事等】

- ① 特定の施工者が、施工に必要な資材等を当該現場付近に多量に所有するため、当該施工者と随意契約することにより、競争入札に付した場合よりも著しく有利な価格で契約することができるものと認められた場合。
- ② 特定の施工者が開発し、又は導入した資機材、作業設備、新工法等を利用することとした場合には、競争入札に付した場合よりも著しく有利な価格で契約することができるものと認められる場合。

### 【物品納入・業務委託等】

- ① 特定の者が、過去に受注した業務のノウハウ・資材や資産等を所有するため、当該業者と委託する場合は、競争入札に付した場合より著しく有利な価格で契約することができるものと認められた場合。
- ② 特定の者が開発したシステム等を利用することとした場合には、競争入札に付した場合よりも著しく有利な価格で契約することができるものと認められる場合。
- ③ 特定の者が物品等を多量に所有し、他の者が保存している当該同一物品の価格に比して著しく有利な価格で購入することができる場合。

## (8) 競争入札に付し入札者又は落札者がいないとき

(政令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号)

(第 8 号)

競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

この号において、「競争入札に付し入札者がいないとき」とは、一般競争入札の公告をし、又は指名競争入札に係る指名通知を行ったにもかかわらず、入札者がいない場合です。

競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないときには、日時を改めて再度一般競争入札や指名競争入札に付することができますが、改めて競争入札に付す時間がない場合もあることから、随意契約によることができるとされています。

### 【共通事項】

- ① 入札公告、指名通知を行ったが、入札参加者がいない場合。
- ② 開札後、再度入札を実施したが、落札者がいない場合。

### 【特記事項】

- ① 本号を適用する場合でも、見積書の徴取が必要である。
- ② 本号を適用する場合、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。(政令第 167 条の 2 第 2 項)
- ③ 予定価格又は落札金額を分割して計算することができるときに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。(政令 167 条の 2 第 4 項)
- ④ 本号を適用する場合は、時間的余裕の有無により判断し、余裕がある場合は、一般競争入札においては、資格要件の緩和又は設計積算の見直しを、指名競争入札においては、指名替えを検討し、再度入札に付すものとする。

### 【注意！】

政令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号に規定する「再度の入札」は、「再度入札」と「再度公告入札」に分けられる。

「再度入札」は、開札の結果、各人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき）、直ちにその場で（電子入札の場合においては、発注者に定められた期日に）行う入札をいう。「再度公告入札」は、入札価格のうちに予定価格の制限に達しないものがない場合のほか、入札者のない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、再び公告をした後に改めて入札を行うことをいう。



(9) 競争入札において落札者が契約を締結しないとき

(政令第167条の2第1項第9号)

(第9号)

落札者が契約を締結しないとき。

一般競争入札又は指名競争入札に付した場合において、落札者の決定後、当該落札者が契約を締結しないときは、随意契約をすることができます。

落札者が契約を締結しないときは、日時を改めて再度一般競争入札や指名競争入札に付することができますが、改めて競争入札に付す時間がない場合もあることから、随意契約によることができるとされています。

**【特記事項】**

- ① 本号を適用する場合でも、見積書を徴取が必要である。
- ② 本号を適用する場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。  
(政令第167条の2第3項)
- ③ 予定価格又は落札金額を分割して計算することができるときに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。(政令第167条の2第4項)

## 7. 関係法令等

### 【公共工事の請負契約に係る随意契約】

建設工事等の公共工事に係る随意契約については、旧建設省通達「工事請負契約における随意契約方式の的確な運用について（随意契約ガイドライン）」（昭和59年7月11日付け建設省厚発第308号）を参考とし、適正執行に努めてください。

(参考)

工事請負契約における随意契約方式の的確な運用について(随意契約ガイドライン)  
(昭和59年7月11日建設省厚発第308号)

官庁営繕部長  
官房長から 各地方建設局長 あて  
施設等機関の長  
特別の機関の長

標記については、昭和58年3月16日付けで中央建設業審議会から建設大臣に対し建議がなされたところであるが、別紙のとおり「工事請負契約における随意契約のガイドライン」を作成したので、下記事項に十分留意し、業務の参考にされたい。

記

このガイドラインは、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第102条の4第3号及び第4号の対象となる可能性のある主な工事の態様を例示したものである。したがって、随意契約方式を適用することができる工事は、このガイドラインに例示したものに限定される趣旨のものではなく、また、この項目に該当するものは、直ちに随意契約方式を適用すべきものとする趣旨でもない。

なお、契約方式については、契約事務の公正性を保持し、経済性の確保を図る観点から、今後とも個々具体の発注工事ごとに技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等を客観的・総合的に判断し、決定するものとし、随意契約方式を適用することとした場合は、その理由を十分整理しておくものとする。

工事請負契約における随意契約のガイドライン

I 契約の性質または目的が競争を許さない場合（予決令第102条の4第3号）

- (1) 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達する事ができない場合
  - ① 特許工法等の新開発工法等を用いる必要がある工事
  - ② 文化財その他極めて特殊な建築物等であるため、施工者が特定される補修、増築等の工事
  - ③ 実験、研究等の目的に供する極めて特殊な設備等であるため、施工可能な者が特定される設備、機器等の新設、増設等の工事
  - ④ ガス事業法等の法令等の規定に基づき施工者が特定される工事
- (2) 施工上の経験、知識を特に必要とする場合、又は現場の状況等に精通した者に施工させる必要がある場合
  - ① 本施工に先立ち行なわれる試験的な施工の結果、当該試験的な施工を行なった者に施工させなければならない本工事
  - ② 既設の設備と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生ずるおそれがある設備、機器等の増設、改修等の工事
  - ③ 埋蔵文化財の調査、発掘、移転等で、特殊な技術、手法等を用いる必要がある工事

II 緊急の必要により競争に付することができない場合（予決令第102条の4第3号）

- (3) 緊急に施工しなければならない工事であって、競争に付する時間的余裕がない場合
  - ① 堤防崩壊、道路陥没等の災害に伴う応急工事
  - ② 電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事
  - ③ 災害の未然防止のための応急工事

III 競争に付することが不利と認められる場合

現に契約履行中の工事に直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利である場合（予決令第102条の4第4号イ）

- (4) 現に契約履行中の施工者に履行させた場合は、工期の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められる場合
  - ① 当初予期し得なかった事情の変化等により必要となった追加工事
  - ② 本体工事と密接に関連する付帯的な工事
- (5) 前工事に引き続き施工される工事で、前工事の施工者に施工させた場合は、工期の短縮、

経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工が確保できる等有利と認められる場合

- ① 前工事と後工事とが、一体の構造物（一体の構造物として完成して初めて機能を発揮するものに限る。）の構築等を目的とし、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、かし担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあるため、一貫した施工が技術的に必要とされる当該後工事
  - ② 前工事と後工事が密接な関係にあり、かつ、前工事で施工した仮設備が引き続き使用される後工事（ただし、本体工事の施工に直接関連する仮設備であって、当該後工事の安全・円滑かつ適切な施工に重大な影響を及ぼすと認められるもので、工期の短縮、経費の節減が確保できるものに限る。）
- (6) 他の発注者の発注に係る現に施工中の工事と交錯する個所での工事で、当該施工中の者に施工させた場合には、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保する上で有利と認められる場合
- ① 鉄道工事等と立体交差する道路工事等の当該交錯個所での工事
  - ② 他の発注者の発注に係る工事と一部重複、錯綜する工事

#### IV 競争に付することが不利と認められる場合

随意契約によるときは、時価に比べて著しく有利な価格をもって契約をすることができる見込みがあること（予決令第102条の4第4号ロ）

- (7) 特定の施工者が、施工に必要な資機材等を当該工事現場付近に多量に所有するため、当該者と随意契約する場合には、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約できると認められる場合
- (8) 特定の施工者が開発し、又は導入した資機材、作業設備、新工法等を利用することとした場合には、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約できると認められる場合

## 【羽生市契約規則】

(随意契約によることができる予定価格)

第 18 条 政令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 工事又は製造の請負 1,300,000 円
- (2) 財産の買入れ 800,000 円
- (3) 物件の借入れ 400,000 円
- (4) 財産の売払い 300,000 円
- (5) 物件の貸付け 300,000 円
- (6) 前各号に掲げる以外のもの 500,000 円

(見積書の徴取)

第 19 条 市長は、随意契約によろうとするときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、2 人以上の者から見積書を徴するものとする。

- (1) 物件の売買、修繕又は印刷で契約金額が 3 万円未満のとき。
- (2) 動物、機械、商工見本品、美術品等で他に求め難い特殊な物件を購入するとき。
- (3) 特殊な修繕をするとき。
- (4) 放置しておいては、危険又は不快その他住民の福祉を阻害するおそれがあり、緊急に安全、平穏な状態に措置する必要があると認められるものについて必要な工事等をするとき。
- (5) その契約の性質又は目的により、市長がその必要がないと認めたとき。

2 前項の規定にかかわらず、郵便切手、収入印紙その他見積書を徴することが適当でないものについては、見積書の徴取を省略することができる。

(契約書の作成等)

第 20 条 市長は、一般競争入札若しくは指名競争入札により落札者を決定したとき又は随意契約の相手方を決定したときは、当該契約の締結につき、契約書を作成するものとする。

2 契約書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約の当事者
- (2) 契約の目的
- (3) 契約金額
- (4) 契約の履行の方法、期限又は期間及び場所
- (5) 契約保証金
- (6) 契約金の支払の時期及び方法
- (7) 監督及び検査
- (8) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (9) 危険負担
- (10) かし担保責任
- (11) 契約に関する紛争の解決方法
- (12) その他必要な事項

(契約書の作成を省略することができる場合)

第21条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は契約書の作成を省略することができる。

(1) 契約の内容が軽易で、かつ、その履行の確保が容易と認められる契約で、その契約金額が100万円を超えないとき。ただし、次のいずれかに該当するものは除く。

ア 不動産、用益物権又は無体財産権の売買、賃貸借等の契約

イ 土地又は家屋の買収又は収用によりその移転を必要とすることとなった家屋又は物件の移転補償及び営業補償その他の補償に係る契約

ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第234条の3に規定する長期継続契約であって羽生市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年条例第33号）で定める契約

(2) 物品を売り払う場合において、買受人が直ちに代金を納付してその物品を引き取る時。

(3) 国又は地方公共団体その他公共団体と契約するとき。

(4) 郵便切手、収入印紙その他これに類する物品を購入するとき。

(5) 単価契約を締結したものに係る物品の購入等をするとき。

(6) 電気、水道又はガスの供給を受けるとき。

(7) 電気通信役務（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第3号に規定する電気通信役務をいう。）の提供を受ける契約をするとき。

2 市長は、前項第1号の規定により契約書の作成を省略する場合においては、特に軽微な契約を除き、契約の適正な履行を確保するため請書その他これに準ずる書面を徴するものとする。

## 【地方自治法】

(契約の締結)

- 第234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。
- 2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。
- 3 普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札（以下この条において「競争入札」という。）に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。
- 4 普通地方公共団体が競争入札につき入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、その者の納付に係る入札保証金（政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。
- 5 普通地方公共団体が契約につき契約書又は契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合においては、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印し、又は契約内容を記録した電磁的記録に当該普通地方公共団体の長若しくはその委任を受けた者及び契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であって、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる等これらの者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして総務省令で定めるものを講じなければ、当該契約は、確定しないものとする。
- 6 競争入札に加わろうとする者に必要な資格、競争入札における公告又は指名の方法、随意契約及びせり売りの手続その他契約の締結の方法に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

## 【地方自治法施行令】

(随意契約)

- 第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。
- (1) 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
- (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援

施設」という。)、同条第二十七項 に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。)、同条第一項 に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項 に規定する生活介護、同条第十三項 に規定する就労移行支援又は同条第十四項 に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号 に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項 の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第十六条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第三条第一項に規定する生活困窮者（以下この号について「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において制作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）（以下この号において「障害者支援施設等」という。）において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十七条第一項 に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項 に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第六条第六項 に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項 に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第四項 に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用されるものが主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

- (4) 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。



- (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
  - (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。
  - (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
  - (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
  - (9) 落札者が契約を締結しないとき。
- 2 前項第8号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。
- 3 第1項第9号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。
- 4 前2項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができることに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

## 【地方公営企業法施行令】

(随意契約)

第21の14 随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第1の上欄に掲げる契約の種類に応じ同表の下欄に定める額の範囲内において管理規程で定める額を超えないものをするとき。
- (2) 不動産の買入れ又は借入れ、地方公営企業が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第十六条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第三条第一項に規定する生活困窮者（以下この号について「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において制作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することに

つき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。)

(以下この号において「障害者支援施設等」という。)において製作された物品を当該障害者支援施設等から管理規定で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十七条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から管理規定で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第六条第六項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者(以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。)が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第四項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から管理規定で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設(当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。)が行う事業でその事業に使用されるものが主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から管理規定で定める手続により受ける契約をするとき。

(4) 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより管理者の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた受けた者から管理規定で定める手続により買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより管理者の認定を受けた者から管理規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。

(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

(9) 落札者が契約を締結しないとき。

2 前項第8号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

3 第1項第9号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。

4 前2項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができることに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

## 【高年齢者等の雇用の安定等に関する法律】

(国及び地方公共団体の講ずる措置)

第36条 国及び地方公共団体は、定年退職者その他の高年齢退職者の職業生活の充実その他福祉の増進に資するため、臨時的かつ短期的な就業又は次条第1項の軽易な業務に係る就業を希望するこれらの者について、就業に関する相談を実施し、その希望に応じた就業の機会を提供する団体を育成し、その他その就業の機会の確保のために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第37条 省略

(業務等)

第38条 シルバー人材センターは、前条第1項の指定に係る区域（以下「センターの指定区域」という。）において、次に掲げる業務を行うものとする。

- 1 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高年齢退職者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること。
- 2 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高年齢退職者のために、職業紹介事業を行うこと。
- 3 高年齢退職者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと。
- 4 前3号に掲げるもののほか、高年齢退職者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に関し必要な業務を行うこと。

2 以降省略